会和3年3月5日 **第1997**

令和	0	\bigcirc		Н	\cap						\cap				\cap		0							7 1 2	274号
〇 道路の供用開始) 道路の区域変更) 保安林の指定の解除	〇 土地改良事業の施行認可	(以上県例規集登載)	〇 港湾施設の指定の一部改正	職員の資格等の基準の一部改正	連携型認定こども園以外の認定こども園の	園の認定の要件を定める条例に基づく幼保	幼保連携型認定こども園以外の認定こども	総合的な提供の推進に関する法律に基づく	○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の	【告示】	(以上県例規集登載)	行細則の一部を改正する規則	○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施	る規則) 保健師助産師看護師法施行細則を廃止す	る規則	〇 岡山武道館条例施行規則の一部を改正す	【規則】		目次		L リ な 幸	可 山 長 公 报
"	道路整備課	治山課	耕地課		港湾課						子ども未来課				建築指導課		医療推進課		スポーツ振興			担当課(室		∏ L	句
																			課					0	0
【公安委員会】	する収支報告書の要旨	選挙における公職の候補者の選挙運動に関	〇 令和二年十月二十五日執行の岡山県知事	【選挙管理委員会】	(県例規集登載)	規程	〇 岡山県企業局財務規程の一部を改正する	【企業局】	〇 一般競争入札の実施	の完了	〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事	〇 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧	〇 林業種苗法に基づく育種母樹林の指定		○ 国土調査の成果の認証	【公告】	() "	· "	· "	〇 土砂災害警戒区域等の指定	O ""	() 	· "	〇 土砂災害警戒区域の指定の解除	日次
			選挙管理委員会				総務企画課		教育委員会		建築指導課	都市計画課	治山課	課	中山間・地域振興		IJ	"	,,,	11	"	,,,	IJ	防災砂防課	担当課(室)

令和 3 年 3 月 5 日 第 1 2 2 7 4 号

n n	の実施	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	年少射撃資格講習会の開催	猟銃等講習会の開催 生活	(以上県例規集登載)	正する規則	岡山県警察国有物品管理規則の一部を改善警察	警備		交通	規則等の一部を改正する規則 生活	岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行――監察	目 次
				安全企画課			本部会計課	課	指導課	企画課	安全企画課	課	当課(室)
													日次
													担当課(室)

◎岡山県規則第二号

|山武道館条例施行規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

 B山県知事
 伊原木

 隆山県知事
 伊原木

太

『山武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則 (平成二十年岡山県規則第二十号) \mathcal{O} 部を次のように改正

する

附 則第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

この規則は、

令和三年四月

日から施行する。

◎岡山県規則第三号

保健師助産師看護師法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

出県知事 伊原木 隆

太

保健師助産師看護師法施行細則を廃止する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和五十六年岡山県規則第四十五号)は、 廃止する。

阿田

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県公報 第12274号 令和3年3月5日

に、

様式第二号中

「氏名

◎岡山県規則第四号

の耐震改修の促進に関する法律施行細 則 0 部を改正する規則を次のように定

令和三年三月五

山県知 太

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年岡山県規則第五十六号) の耐震改修の促進に関する法律施行細則 \mathcal{O} 部を改正する規則

 \mathcal{O} 部を次 0 ように改正する。

第三条第 項中 「(政令第四条第一号に係るもの に限る。)」を削 同条に次の二項

を加える。

る距離に、 省令第四条の二第二項の 0 建築物の 規則で定める距離 敷地の 0 は、 高さと同 前面 項の 面道路 幅員の二分 0 面 0 \mathcal{O} 中心 の高

さとの差に二・ 五を乗じて得た数値を加えたものとする。

前項の規定によ た距離が二メ 未満となっ た場合 は 項 規定 12

かわらず、 当該距離は二メ ルとする。

様式第一 「氏名

を

「氏名

を

に改める。

に、

に改める。

則

この規則 は、 公布 から施行する。

◎岡山県告示第百号

型認定こども園以外 連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携 就学前の子どもに関する教育、 部を次のように改正する。 の認定こども園の職員の資格等の基準 保育等の総合的な提供 の推進に関する法律に基づく幼 (平成二十六年岡

令和三年三月五日

山県知事 伊原木 隆 ・

育従事者要件適合承認申 が別に定める申請書」に改め、 「認定こども園学級担任要件適合承認申請書 請書 (様式第二号)」を 同条第五項中 「認定こども園教育保育時間相当利用保 「知事が別に定める申請書」に改める。 (様式 第一号)」を

附則

様式第一号及び様式第二号を削る。

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百一号

令和三年四月一日から施行する。 昭和四十二年岡山県告示第八百十九号 (港湾施設の指定)の 一部を次のように改正し、

令和三年三月五日

 [山県知事
 伊原木
 隆

山港の 項中「七二、 四二九 ・六〇六平方メー トル」 を「七二、 四六三・七〇六平

方メートル」に改める。

◎岡山県告示第百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一項の規定により、

土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和三年三月五日

土地改良事業を行う者の名称

岡山県知事

伊 原

木

太

地区名及び工種

児島湾土地改良区

地区名

北七区13条

北七区支線16号

北七区支線55号

認可年月日

令和三年二月十一日

工

業

IJ

種

農地耕作条件改善

(農業用用排水施設)

◎岡山県告示第百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、 次

とおり保安林の指定を解除する。

令和三年三月五日

解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

玉野市玉原三丁目

解除の理由

の防備

指定理由の消1

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第百四号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の日から二十日間 般の縦覧

令和三年三月五日

道路の種類

木

太

下土井下加茂線

道路の区域

三 九 六 · 六	四 - (旧新	中間では ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・
び (メートル) 長	(メートル)	別制旧	加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二

◎岡山県告示第百五号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい 般の縦覧

令和三年三月五日

木 太

		県道	種 道 路 類 の
	茂線	下土井下加	路 線 名
まで 加賀郡吉備中央町細田字木堂畝一四番一地先	地先から	加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二番三	区
	月五日	令和三年三	年 月 用 明 始

◎岡山県告示第百六号

第五十七号)第七条の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 岡山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を (平成十二年法律

令和三年三月五日

原

土砂災害の発生原因と 指定を解除する

なる自然現象の種類

町弓削〇〇一 は省略し、 その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設 土石流 次の図のとおり

 $\overset{-}{\overset{-}{\bigcirc}}$

「次の図」

部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百七号

五十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 -七号) 第七条の規定に 市 \mathcal{O} 区域内にお V て土砂災害警戒区域の指定 (平成十二年法律

を次のとおり解除する。

令和三年三月五日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆
 大

土砂災害の発生原因と 指定を解除する

なる自然現象の種類 区域

牛窓町牛窓〇一 急傾斜地 次の 义 。 と お

二D邑久町庄田 邑久町福谷〇〇四 土石流 急傾斜地 次の 义 図 \mathcal{O} 0 とお とお

'n

二D邑久町豊原〇〇三 土石流 义 $\overline{\mathcal{O}}$ とおり

各区域につい て、「次の図」 は省略 その 図面を岡 山県土木部防災 及び

二D長船町

西須恵〇〇

土石流

 \mathcal{O}

とお

 \mathcal{O}

とお

二D長船町飯井〇〇一

土石流

県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百八号

第五十七号)第七条の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を (平成十二年法律

のとおり解除する

引 近 番 子		令和三年三月五日
上沙災害の発生原因と	岡山県知事	
旨官と解余ける	伊原木 隆 太	

の図 図のとお	土石流 年间 建	二一三D今井〇〇一
次の図のとおり	急頃斜地の崩壊	二一三K西軽部○○三
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K西軽部○○二
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K西軽部〇〇一
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K多賀〇〇二
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K多賀〇〇一
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K惣分〇〇六
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K惣分〇〇五
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K惣分〇〇四
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K惣分〇〇三
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K惣分〇〇二
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K惣分〇〇一
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K坂辺〇〇六
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K坂辺〇〇五
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K坂辺〇〇四
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K坂辺〇〇三
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K坂辺〇〇二
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K坂辺〇〇一
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K北佐古田〇〇三
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K北佐古田〇〇二
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K北佐古田〇〇一
区域	なる自然現象の種類	
指定を解除する	土砂災害の発生原因と	箇 所 番 号

次の図のとおり	土石流	
次の図のとおり	土石流	二一三D南佐古田〇〇五
次の図のとおり	土石流	二一三D南佐古田〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D南佐古田〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D東軽部○○二
次の図のとおり	土石流	二一三D東軽部〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D西軽部〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D西軽部〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇一二
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀○○四
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇一四
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇一一
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇八
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一六
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一四
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一三
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一〇
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇九
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D北佐古田〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D北佐古田〇〇一

ん置いて縦覧に供する。	管理課に備え	県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。
その図面を岡山県土木部防災砂防課及び	は省略し、	各区域について、「次の図」
次の図のとおり	土石流	二一三D福田〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D滝山〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D黒本〇〇五
次の図のとおり	土石流	二一三D草生〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D河原屋〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D和田〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D斗有〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D斗有〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D斗有〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D上仁保〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D吉原〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D稗田〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D殿谷〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D徳富○○二
次の図のとおり	土石流	二一三D徳富○○一
次の図のとおり	土石流	二一三D勢力〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D酌田〇〇五
次の図のとおり	土石流	二一三D沢原〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D可真下〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D円光寺〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D由津里〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D由津里〇〇一

◎岡山県告示第百九号

第五十七号)第七条の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 新庄村の区域内において土砂災害警戒区域の指定を (平成十二年法律

のとまり解除する

令和三年三月五日

山県知事 伊原木 隆

土砂災害の発生原因と

原因と 指定を解除する

なる自然現象の種類

区域

次の図のとおり

図 は省略し、 その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設

土石流

五.

八六

D

部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十号

市の 五. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 一十七号。 区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定す 以下 「法」という。) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 (平成十二年法律

令和三年三月五

所

土砂災害警戒区域

岡山県知事

原 木

太

土砂災害の発生原因と

指定

0

X

なる自然現象の

土砂災害特別警戒区域

一三D勢力〇〇七

土石流

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

とお

土砂災害の発生原因と 指定 の区域及び法

なる自然現象の

書に規定する土砂

第九条第二項括弧

災害警戒区域等に

おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行

(平成十三年政令

第八十四号)で定

める衝撃に関する

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、 その図面を岡 山県土木部 防災砂防課及び

二一三D勢力〇〇

土石流

県備前県民局建設部管理課に備え置い て縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十一号

市 五. 土砂災害警戒区域等に 一十七号。 \mathcal{O} 区域内におい 以下 「法」という。) て土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定す おける土砂災害防止対策の推進に関する法律 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 (平成十二年法律

令和三年三月五

県知 原 木 太

砂災害警戒区域

土砂災害の発生原因と

指定

0

区

なる自然現象の

牛窓町牛窓○一六 とお

K邑久町福谷○ 〇 四 急傾斜地 义

K邑久町福谷○一○ 急傾斜

D邑久町庄田〇 Ŏ 土石流

D邑久町豊原○○三 土石流

D長船町飯井〇〇 土石流

図 の

とおり

0

とお

図 の

とおり

図 の

とおり

図 の

とお

とお

D長船町西須恵 0 土石流

土砂災害特別警戒区域

指定 0 区

土砂災害の発生原因と

なる自然現象の 種類 「域及び法

第九条第二項括弧

書に規定する土砂

おける土砂災害防 災害警戒区域等に

止対策の推進に関

る法律施行

(平成十三年政令

める衝撃に関する 第八十四号)

事項

次の 図 とお

 \mathcal{O}

一二K牛窓町牛窓○

一二D長船町西須恵〇〇 一二D長船町飯井〇〇一 二D邑久町豊原〇〇三 二K邑久町福谷〇〇四 D邑久町庄 K邑久町福 田〇〇 土石流 土石流 土石流 土石流 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 义 义 义 义 0 0 0 とおり とおり とおり とおり とおり

各区域について、 「次の図」 は省略し、 その 図面を岡 山県土木部防災砂防課及び

県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡 山県告示第百十二号

 \mathcal{O} 五. 土砂災害警戒区域等に 区 十七号。 域内 に 以下 におい て土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒 「法」とい おける土砂災害防止対策の推進に関する法律 . ئ ئ 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 区域を次 (平成十二年法律 \mathcal{O} とおり指定す

和三年三月五 \exists

砂災害警戒区域

知 原 木 太

古 \blacksquare なる自 一砂災 1然現象 \mathcal{O} 発生原因 種 指定 0 X

 $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ 坂辺〇〇 北佐古田 北佐 惣分○○ 坂辺〇〇六 坂辺〇〇五 坂辺〇〇四 坂辺〇〇三 坂辺〇〇二 北佐古田 0 急傾斜 急傾斜地 急傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜地 急傾斜地 急傾斜 急傾斜 地 地 地 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 崩壊 崩 崩 崩 崩 崩 壊 壊 壊 壊 壊 壊 \mathcal{O} 0 0 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 义 义 図 図 义 义 义 义 0 0 0 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} とお とお とお とお とお とお とお とお お

 $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ 惣分○○六 惣分○○四 惣分○○三 惣分〇〇二 惣分○○五 急傾斜地 急傾斜地 急傾斜地 急傾斜地 0) \mathcal{O} \mathcal{O} 崩 崩 崩 崩 壊 壊 壊 壊 0 0 \mathcal{O} 义 义 义 义 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 0 とお とお とお とお

急傾斜地 急傾斜地 地 地 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 崩 崩 崩 崩 壊 壊 0 0 図 义 义 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} とお とお とお とお

 $\frac{\Xi}{K}$

西軽部〇〇二

地

崩

とお

とお

Κ

部〇

 $\frac{\Xi}{K}$

西

軽

部

多賀〇〇二

 $\frac{\Xi}{K}$

多賀〇〇

次の図のとおり	土石流	二一三D南佐古田〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D南佐古田〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D東軽部○○二
次の図のとおり	土石流	二一三D東軽部○○一
次の図のとおり	土石流	二一三D西軽部〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D西軽部〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇一二
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇一四
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇一一
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇九
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇八
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一六
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一四
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一三
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一〇
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D北佐古田〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D北佐古田〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D今井〇〇一
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K西軽部〇〇四

次の 図のと おり	地 滑 り	
次の図のとおり	地滑り	二一三J南方〇〇一
次の図のとおり	地滑り	二一三J馬屋〇〇一
次の図のとおり	地滑り	二一三J由津里〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D福田〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D滝山〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D黒本〇〇五
次の図のとおり	土石流	二一三D草生〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D河原屋〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D和田〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D斗有〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D斗有〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D斗有〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D上仁保〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D吉原〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D稗田〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D殿谷〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D徳富〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D徳富〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D勢力〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D勢力〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D酌田〇〇五
次の図のとおり	土石流	二一三D沢原〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D可真下〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D円光寺〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D由津里〇〇九
次の図のとおり	土石流	二一三D由津里〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D由津里〇〇一
次の図のとおり	土石流	
次の図のとおり	土石流	二一三D南佐古田〇〇五

坂辺〇〇

北佐古田

坂辺〇〇二

土砂災害特別警戒区域 所 北佐古 \blacksquare なる自然現象の種類 土砂災害の発生原因と \mathcal{O} 0 事項 指定 める衝撃に関する 第八十四号)で定 災害警戒区域等 書に規定する土砂 第九条第二項括 止対策の推進に おける土砂災害防 (平成十三年政令 义 る法律施 lのとお の区 |域及び 行

 $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ $\frac{\Xi}{K}$ 多賀〇〇二 多賀〇〇 惣分○○六 惣分○○五 惣分○○四 惣分○○三 惣分○○二 急傾斜地 急傾斜地 急傾斜 急傾斜地 急傾斜地 地 地 地 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 崩 崩 崩 崩 崩 崩 崩 壊 壊 壊 壊 0 0 0 0 义 义 义 义 0 0 0 0 0 とおり とおり とお とおり とお とお とお

西軽部〇〇

とお

 $\frac{\Xi}{K}$

惣分○○一

急傾斜地

 \mathcal{O}

崩

壊

义

 \mathcal{O}

とおり

急傾斜地

 \mathcal{O}

崩

壊

0

义

 \mathcal{O}

とおり

急傾斜地

 \mathcal{O}

崩

壊

0

义

ロのとおり

急傾斜地

 \mathcal{O}

崩

壊

0

図のとおり

急傾斜地

 \mathcal{O}

崩

壊

0

図のとおり

急傾斜地

 \mathcal{O}

壊

次の

図のとおり

0

図のとおり

0

図のとおり

0

図 の

とお

急傾斜

 $\frac{\Xi}{K}$

坂辺〇〇六

三K坂辺○○五

 $\frac{\Xi}{K}$

坂辺〇〇四

 $\frac{\Xi}{K}$

坂辺〇〇三

20 図 0 と す v	古不济	二一三丁耳載音((二
つ 図 つ	上口疝	二一三)更圣形))二
次の図のとおり	土石流	二一三D東軽部○○一
次の図のとおり	土石流	二一三D西軽部〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D西軽部〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇一二
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D多賀〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇一四
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇一一
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇七
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇六
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D惣分〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇九
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇八
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇三
次の図のとおり	土石流	二一三D坂辺〇〇二
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一六
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一四
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一三
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇一〇
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D小原〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D北佐古田〇〇四
次の図のとおり	土石流	二一三D北佐古田〇〇一
次の図のとおり	土石流	二一三D今井〇〇一
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K西軽部○○四
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K西軽部〇〇三
次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	二一三K西軽部〇〇二

二一三D滝山〇〇三	二一三D黒本〇〇五	二一三D草生〇〇二	二一三D河原屋〇〇二	二一三D和田〇〇二	二一三D斗有○○四	二一三D斗有〇〇二	二一三D斗有〇〇一	二一三D上仁保〇〇一	二一三D吉原〇〇二	二一三D稗田〇〇二	二一三D殿谷○○一	二一三D徳富○○二	二一三D徳富○○一	二一三D勢力〇〇七	二一三D勢力〇〇一	二一三D酌田〇〇五	二一三D沢原〇〇六	二一三D可真下〇〇二	二一三D円光寺〇〇二	二 三D由津里〇〇二	二一三D由津里〇〇一	111三0山口〇〇回	二一三D南佐古田〇〇五	二一三D南佐古田〇〇三	二一三L南佐古田〇〇二
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前

県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

二一三D福田〇〇四

土石流

次の図のとおり

◎岡山県告示第百十三号

村の Ŧī. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 一十七号。 区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定す 以下 「法」という。) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 (平成十二年法律

令和三年三月五

岡山県知

原 木 太

所

土砂災害警戒区域

土砂災害の発生原因と

指定

0

X

なる自然現象の

土砂災害特別警戒区域

五

八六

D

田中〇〇一

土石流

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

とお

土砂災害の発生原因と 指定

なる自然現象の

第九条第二項括弧

0

区域及び法

書に規定する土砂

災害警戒区域等に

おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行

(平成十三年政令

第八十四号)で定

める衝撃に関する

次の図のとお

各区 域につい て、「次の図」は省略し、 その図面を岡山県土木部防災砂防課及び 五八六D田中〇〇

土石流

県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置い て縦覧に供する。

九二 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年三月五日

岡山県知事	
伊原木	
隆	
太	

野	た者の名:
市	称っ
令和二年十月	調査を行った期間
地 籍 籍 図 市 及 び	成果の名称
部 東 七 区 の 一	た地域調査を行っ
令和三年二月二十五日	認証年月日

岡山

育

育種母樹

あかま

0

勝田

七 人

 \circ

五

 \bigcirc

畄

山県

Щ

市北区

内山下二-

林

央町植月

番

源の種別

樹

種

所在場所

数

(ヘクタ

面

積

所

有

者

(本)

氏名又

住

所

は名称

指

定

指定採取

おり令和三年三月五日付けで指定する。 九三 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定により次のと

令和三年三月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

受けたので、 5 九 四 山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を 都市計画法 同条第二項 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一 の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。 項の規定により早島町

令和三年三月五日

木

太

都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

都市計画の決定年月日

三 縦覧場所

令和三年二月二十二日

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。

九五 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月五日

伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良四-四、 <u>.</u> 五

許可を受けた者の所在地、 名称及び代表者の氏名

岡山市東区西大寺上一丁目

五〇

両備ホールディングス株式会社

代表取締役 敏之

岡山県指令建指第三九五号

(5)

を実施する。 [九六] 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 て 次 0 とお ŋ 般競争入札

令和三年三月五日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

調達内容

(1) 調達件名

岡山県立学校における学習者用端末に係る 動産総合保険 (6,646台分)

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県立学校における という。) 習者用端末に 庥 \mathcal{N} 動産総合保険仕様書

> 1

(3)

契約期間

令和3年3月31日午後4時から令和8年3月31日午後4時ま コンロー

入札説明書に

(4)

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず, 切り捨てるものとする。) 7 J ては, (当該金額に1円未満の端数があ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当 て落札価格とする 9000 N 入札者は, 消費税及び地

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

- 山 分類「6 ᅱ 田 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 令和 2 される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格, 損害保険」 年度に県が発注する役務の提供の調達契約であ (情報通信サ に登録があ に定める ビスを除く。)」 資格をいう。) (平成7年政令第372号) の格付区分がA を得てい 資格審査の申請手続等。 (令和2年岡山県告示第41 て地方公共団体の物品等 Ş Ÿ 業務種目の大
- 2 地方自 네 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 継 2 項の規定に該当

岡山県公報 第12274号

1 2 2 7 4 号

約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札 参加の停止の措置を受けている者でないこ この公告の日から落札者が決定する日ま での間において, 岡山県役務の提供の契

 \cap

- の提供の契約に係る この公告の日から落札者が決定する日ま 入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている での間において, 岡山県から岡山県役務
- (5) 民事再生法 いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 再生手続開始の申立 更生手続開始の申立
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 一般競争入札への参加を希望す Ü \aleph (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

(2) 申請書の提出期限

(直通)

令和3年3月10日(水) 午後4時

4 契約条項を示す場所等

令和3年3月5日

契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

·700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課

電話(086)226-7583(直通

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

前9時から午後 (平成元年岡山県条例第2 令和3年3 IJ Ш (金) から同月12日 亭 1項に規定する県の休日 (金) Ÿ (岡山県の休日を定める条例 を深へ。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 縦297ミ \subseteq 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求するこ 横210ミリ ۲*/*۲, 重さ330グ $\overset{\circ}{\mathcal{U}}$

5 入札者に要求される事項

書で指定する添付書類を令和3年3月15日 の一般競争入札に参加を希望する者は, (書留郵便その他これに準 しなければならない。 ₩ 7 方法によるものに限る。 (\mathbb{H}) 入札参加資格審査確認申請書等 以下同じ。)

6 入札

(1) 開札の日時及び場所

工工

令和3年3月23日(火) 午後2時

イ 揚児

岡山市中区古京町一丁目7番36号

岡山県庁分庁舎602共用会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

アの日時及び(1)イの場所に入札書を持参する 契約を締結する権限を有し の委任状を持参し, ている者 開札前に提出する 一八八 $_{\circ}^{\circ}$ ただし、 代理人が持参する 又は代理人が(1)

イ 典法等

時を記載したものに限る。) 二重とし,外側の封筒に 本人が作成した入札書を封印をし と朱書き 「岡山県立学校における学習者用端末に係る動産総合 により令和3年3 内側の封筒に 4(1)の場所を宛先 月22日 1(1)の件名及び(1)アの日 (用) の午後5時ま した郵送等

岡山県公報 第12274号 令和3年3月5日

入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

その街

(2)

岡山県財務規則 (昭和61年岡山県規則第8 以 下 「財務規則」 という。)第131

(3)契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による

(4)

を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 無效とする。 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

価格をも 財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低 て有効な入札を行った者を落札者とする。

 \bigcirc

詳細は, 入札説明書によ

Summary

Name and quantity of the service to be procured

insurance for learners' PCs(6,646 Units) of Okayama

Prefectural Schools

2)

4:00 P.M. 31 March, 2021through 4:00 P.M. 31 March,

(3)Fulfillment place

Specified in the bid explanation

(4)

2:00 P.M.

(5) point the notice

Okayama Prefectural Board of Education, 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570, High School Education Division

Japa

Telephone: 086-226-75

◎岡山県企業管理規程第一号

山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

尚山県公営企業管理者 佐 藤 一 ば

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

山県企業局財務規程 (昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号) \mathcal{O} 部を次 いのよう

に改正する。

取引 その旨通知しなければ」を 第三十八条中「銀行に」 企業出納員は、 に改め、 同条に次 口座振替による支払をしたときは、 0 を 「依頼しなければ」に改め、 項を加える。 「金融機関に」に、 「依頼するとともに、 必要に応じ、 同条第二号中 債権者に対してそ 「取引」を「為替

刚

旨通知することができる。

この規程は、令和三年四月一日から施行する

◎岡山県選管告示第十七号

令和二年十月二十五日執行の岡山県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関す

る収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大

谷

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 35,255,200円

3 報告書の要旨

候補者 氏伊原木隆出納責任 者氏名		無 所 属	期間	3日から 1日まで	第1回分
収	入		支	Ź	出
主たる寄附					円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件	費	180, 000
		円	家 屋	費	1, 127, 031
自由民主党本部		2, 000, 000	選挙事務	務所費	1, 127, 031
自由民主党広島県福山市	 方第二支部	100,000	集合会	場 費	_
岡山県農政連盟		500,000	通信	費	244, 345
日本商工連盟		100,000	交 通	費	509, 597
岡山県酪農政治連盟		100,000	印 刷	費	3, 212, 480
小倉 俊彦	会社役員	100,000	広 告	費	3, 117, 784
			文 具	費	141, 456
			食 糧	費	310, 578
その他の寄附	1件	10,000	休 泊	費	41, 100
その他の収入		10, 000, 000	雑	費	100, 201
今 回 計		12, 910, 000	今回計		8, 984, 572
前回計		_	前回計		_
総計		12, 910, 000	総 計		8, 984, 572

	項目	金	額
支出のうち公費	ビラの作成	9:	28,000円
負担相当額	ポスターの作成	1, 4	24, 280円
	計	2, 3	52,280円

報告書受理年月日 令和2年11月9日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 35,255,200円

3 報告書の要旨

候	き補	者名	森	脇	久	紀	所	属 党	2 派	無	所	属	期間	8月	月28日	月カル	う 第1回分
土者	出納責 新氏	重任 名				平	井	昭	夫				2911		月2日	ま~	
				収		入									支		出
主た	こる常	序附															円
	(氏名	4 ⋅ 5	日体名	占)		(耳	戦 🎐	業)		(7	寄附額	頁)	人	1	‡	費	_
											F	9	家	<u>J</u>	屋	費	1, 884, 983
住	E民ご	こそ主	き人2	· 身	具民の	分会				3, 40	0,00	0	ì	選挙	事務所		1, 852, 324
E	中	輝日	<u> </u>			無	Į	哉		20	0,00	0	1	集 合	会場	費	32, 659
涟	良尾	淑三	7-			医	自	币		3	0,00	0	通	ſ	言	費	49, 084
長	き田	佳之	7			無	Ą	哉		3	0,00	0	交	ì	重	費	20, 620
													印	F	削	費	1, 080, 335
													広	<u> </u>		費	273, 020
													文	Ì	Į	費	9, 186
													食	米	星	費	251, 846
その)他の	寄門	4				17	′5件		21	4, 34	.2	休	Ý	白	費	69, 265
その)他の)収기	_								_	_	雑			費	236, 003
今	口	計								3, 87	4, 34	2	今	回言	十		3, 874, 342
前	口	計									-	-	前	回言	十		_
総		計								3, 87	4, 34	2	総	į	†		3, 874, 342

	項目	金	額
支出のうち公費	ビラの作成		195, 260円
負担相当額	ポスターの作成		689,000円

	計		884, 260円
	A To 0 F 11 F 0 F	放→□+□+□ +□	
報告書受理年月日	令和2年11月9日	第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 35,255,200円

3 報告書の要旨

候補者 森 脇 久 紀 所属党派 無	所 属	10月1 期間	日から第2回分
出納責任	;		日まで
収入		支	: 出
主たる寄附			円
(氏名・団体名) (職業) (領	寄附額)	人 件	費
	円	家 屋	費
		選挙事務	所費 -
		集合会	場費 — —
	:	通 信	費 -
	:	交 通	費 -
		印 刷	費 10,660
	,	広 告	費 -
		文 具	費 -
		食 糧	費 -
その他の寄附	_	休 泊	費 -
その他の収入	_	雑	費 -
今 回 計	_	今回計	10, 660
前 回 計 3,87	74, 342	前回計	3, 874, 342
総 計 3,87	74, 342	総計	3, 885, 002

報告書受理年月日 令和2年11月11日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 35,255,200円

3 報告書の要旨

	候 補氏	者 名	森	脇	久	紀	所	属党	沈 派	無	所	属	期間] 28 ⊟	から	第3回分
	出納責者 氏	責任 名				平	井	昭	夫				7741.] 28 ₽	まて	
				収		入									支		出
È	こたる智	序附															円
	(氏名	3 • E	団体名	4)		(耶	哉 氵	業)		(寄	附名	頁)	人	12	Ė	費	_
											P	9	家	屋	3	費	_
	杉山	信靠	虔			医	É	币		30), 00	0	ì	選挙事	事務所	青	_
													隻	集 合	会場	費	_
													通	信	1	費	_
													交	追	Á	費	_
													印	屌	ĺ	費	_
													広	솯	i	費	_
													文	阜	Į	費	_
													食	粗	里	費	_
そ	の他の	寄	付				,	7件		55	5, 00	0	休	洮	É	費	_
そ	の他の)収)	Λ.								-	-	雑			費	_
4	□	計								85	5, 00	0	今	回言	+		_
前	j 回	計								3, 874	1, 34	2	前	回言	+		3, 885, 002
総	<u>.</u>	計								3, 959	9, 34	2	総	言	 		3, 885, 002

報告書受理年月日 令和2年12月7日 第3回報告分

第三条

様式第一号中

◎岡山県公安委員会規則第五号

出
Thi
眉
一数
言
彩
币
貝
篔
じ
ゆ
0
余
4
妐
小人
木
191
加
行
規
則
等
0)
_
部
を
辸
Ť
7
ノス
#日 へ
乃记
밎,
2
伙
0)
ょ
『山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
に
定
X)
ろ

令和三年三月五日

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則等の一部を改正する規則

岡

Щ

県 公 安

委 員 会

(岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則 (昭和四十一年岡山県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

を | | 田

₩

」に改める。

様式第四号中「無だは」を「又は」に、 不 **A**

第二条 (岡山県金属くず取扱業条例施行規則の一部改正)

岡山県金属くず取扱業条例施行規則(昭和三十二年岡山県公安委員会規則第一号)

を

様式第二号中「保衛地

H

「保管者

 \mathbb{H}

殆 に改める。

の一部を次のように改正する。

(利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

利用カードの販売の届出等に関する規則(平成十四年岡山県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する

届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

を

「届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

프

届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

を

に改める。

届出者の氏名(法人にあっては,名称及び代表者の氏名)

に改める。

_

1

(昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

卿」を「氏名

様式第二号の三、様式第二号の四及び様式第二号の五中「吊谷

様式第五号を次のように改める。

第四条

岡山県道路交通法施行細則

様式第二号中「RA

(岡山県道路交通法施行細則の一部改正)

様式第二号及び様式第三号中

に改める。

を「氏名

に改める。

様式第5号(第10条の2関係)

※ 虫	整理 番号																							
						安全副安全	運 転 管 理 全運転管理	者に 者	関する	5届5	Ц													
	岡口	山県公安委員会	殿																年		月		日	
ア	安全副组织	全運転管理者 安全運転管理者	を選任・解	任し	したのでお	3届け1.3	ま す	イ	事業	ととして	乙又	は日	名	代理人	等)									
	届占	出事項(イエス	カケ)を変	- 1		о _л ш ()	<i>5</i>) ₀		所名	王地ス	くは	任月	T											
			1							l														
ウ	選	任年月日	ふりがな			4	年 月	日	ケー使)が 	-												
工	安。	全運転管理者	<i>ふりか</i> な						世用の		E 白 :		T											
		安全運転管理者	氏 名						本拠		在:			電	話	()			-	-		
			生年月日 (年齢)		年	月	日生(歳)					1 4	官公林業			5	H	業魚	公园	野等	3 6	月	農業 鉱業
オ			1 運転管理	終驗	2 運転管理	2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3 公安委員	合の		業	種!	別	7 9 11	建設 卸・/ 金融	\売	業	8 10 12) 7	と と動 重輸	産業	É			
資格	安	全運転管理者	2 年 [人上	年以上で	で公安委	認	定					13		ガス	業	14	1 道 3 そ	通信	業)
要件	副分	安全運転管理者	1 運転管理	経験	2 運 転		3 公安委員	合会の	コ	自	乗	1		用	貨		1		物	大	小员	大 i	等	
	ш,	X	1 年 2		3 年	以上	認	定	使用	動	大	中	準	普	大	中	準	普		型	Ē	自動	自動	計
力	職	務上の地位							の本拠	車	型	型	中型	垂通	型	型	中型	通		特殊	車	輪車	二 输	
									にお	台										<i>//</i>	<i>//</i>	+		
+	運	転免許の有無		有	•	•	無		ける自	数					()	()	()	()					(()
			解 任 年月日			年	月	日	動車				型	中型	<u> </u>	售	普	通	大	特	大	普 /	1/	
ク	前	任							台数・	連転	許種	_	_	-=	F	þ	_	_	_	_	自	自		計
		全運転管理者	氏 名						運転者	者	別	種	種	種種	컨	빈	種	種	種	種	_ -	二 4	寺	
	副组	安全運転管理者	解任		退職		2 転任		者数	数	数													
		1	事由		その他()			双													
信	#	協議会加入	有	無	全贫	É業者数	人																	
1)1	Ħ																							
孝	夸																							
備者	<u>z</u> .	1 該当記号,	文字等に〇	FII か-	ナス																			

- 2 自動車台数のうち、ダンプカーの台数を()内に内数で記入する。 また、大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算して記入する。
- 3 添付書類
- (1) 管理経験を資格要件とする人

運転免許証(又は住民票)の写し、履歴書、管理経験を証明する書面(事業主の証明)、運転記録証明書(運転免許がある 人のみ) 各1通

- (2) 運転経験を資格要件とする人 運転免許証の写し、履歴書、運転記録証明書 各1通 (3) 公安委員会の写体認定教習修了者は上記(1)又は(2)のほかに修了証書の写し 1通
- (4) 公安委員会の認定が必要な人 資格認定申請書,履歴書,運転免許証(又は住民票)の写し 各1通

様式第五号の二中「氏名又は名称

⑨」や「氏名又は名称

(施行期日)

附 則

「備考 1 自動車の使用者が申請者になる。 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印するこ [申請者 (住所・職・氏名) 様式領田中の四中	とに代えて,署名するこ 回」	とができる。」を削る。 「申請者(住所・職・氏名) に改め、	
「備考 申請者は,氏名を記載し,及び押印する	ることに代えて,署名することがで	?ww。」を削る。	
様式第七号中「坏め	⑨」を「氏名	」に、	
「2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することができる。 3 添付書類は、それぞれ別に作成して添付する	に代えて、署名すること を こと。	「2 添付書類は,それぞわ別に作成して添付すること。	に改める。
様式第十二号中「环 必	⊜」を「宍 殆	に、	
「2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することとができる。 とができる。 3 運転免許取得者教育の課程の区分欄には、認の号数を一つのみ記載すること。 の号数を一つのみ記載すること。 の写数を一つの移言数章の課程の名称欄には、運の区分に沿つた名称を記載すること。	ことに代えて、署名するこ 認定を受けようとする課程 返転免許取得者教育の課程 すること。	[2 運転免許取得者教育の課程の区分欄には、認定を受けようとする課程の号数を一つのみ記載すること。の号数を一つのみ記載すること。3 運転免許取得者教育の課程の名称欄には、運転免許取得者教育の課程の区分に沿つた名称を記載すること。4 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。	に 改める。
様式第十三号中「凡 名	⊜」を「氏 名	」に、	
「2 申請者は,氏名を記載し,及び押印するこできる。 3 添付書類欄には,添付書類の名称を記載す	ことに代えて、署名することが を すること。	』「2 添付書類欄には,添付書類の名称を記載すること。	」に改める
(岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関す	する規則の一部改正)		
第五条 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等	に関する規則(平成十八年岡山県公	山県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。	
様式第三号裏及び様式第九号裏中「,뇈町の上」	上」を削る。		
(行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の)	の一部改正)		
第六条 行進及び集団示威運動に関する条例施行規則	(昭和四十三年岡山	県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。	
様式第一号中「土催者氏名	⑨」や「主催者氏名	」に改める。	

第一条 この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるも のとみなす。

- 岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則
- 岡山県金属くず取扱業条例施行規則
- 利用カードの販売の届出等に関する規則 岡山県道路交通法施行細則
- 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則

Ŧī. 兀 三

- 行進及び集団示威運動に関する条例施行規則
- 旧様式による用紙については、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第六号

前
山
亘
がな
萱
祭
玉
有
国有物品管理
品
答
押
坦
况
管理規則の一切
0)
部
な
を改正さ
完
业
9
(2)
規
部を改正する規則を次
を
を次の
のト
F
5
ノ
りに定める
疋
\emptyset
める

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

県警察国有物品管理規則 (昭和三十九年岡山県公安委員会規則第五号) \mathcal{O} 部を

公のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

物品供用員は、 (様式第七号)を作成し、 物品を使用職員に供用したときは、 消耗品につい ては第二十一条に規定する物品供用 重要物品及び備品 9 て

簿にその氏名を記載するものとする。

「記名押印した」を 「記名した」 に改め、 同条ただし書中 「記名し

「する」を「記名する」に改める。

別表第二中「使用職員受領印」を「「使用職員

様式第六号中「参品年用皿

(1)

「物品供用員

」に改める。

必」を「L

様式第七号中

		_	7
	AX.	年	
	領	Ħ	
	田	Ш	
		年	
		Д	
		ш	
_			

を

併

田

Ш

併

田

Ш

に改める。

樣式第九号中「梦品田巻』

」を「物品出納員

」に改める。

様式第十三号中「牙

(E)

开

₩

名

に改める。

様式第十四号中

様式第十五号中

「所属長

₩

⊕」を「圧

₩

⑨」を「所属長

に改める。

に改める。

様式第十六号中

」に改める。 則

(施行期日)

この規則は、 公布の 日から施行する。

2 当分の間、 この規則による改正前の 岡山県警察国有物品管理規則に定める様式による用紙は、

所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会告示第二十八号

次 のとおり猟銃等講習会を開催する。 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、

令和三年三月五日

講習の日時及び場所

岡山県公安委員へ

				看	呈 新) 講習課	課程和心者講習	講習課程
令和三年	令和三年	令和三年	令和三年四月二十一日	令和三年四月十四日	令和三年四月八日	令和三年	開催年月日
午 後 一時	午 後 一 時	午後一時	午 後 一 時	午 後 一 時	午 後 一 時	午前十時	開催時刻
岡山県運転免許センタ	倉敷 警察署	高梁警察署	津山市林田七七	岡山県運転免許セ 岡山市北区御津中	倉敷 警察署	岡山県運転免許セン	開催
ンター四四十三	_	1-1		ンター四四十三	<u> </u>	ン 山 タ 四 ー 四 ー 三	場
							所

令和三年	令和三年 六月十六日
午後一時	午後一時
高梁警察署高梁市段町一〇一七—一	#山警察署

二 受講手続

1 是出書

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2)氏名及び撮影年月日を記入したもの) 出前六箇月以内に撮影した無帽、 写真 一枚 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、 横の長さ二・四センチメ その裏面に
- 2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

(平成元年岡山県条例第二号) 受講しようとする講習会の開催 第一条第一 七日前 項に規定する県の (その 日が 山県の休日を定める条例 である場合は、

該休日の直後における県の休日でない日)

三 受講手数料

初心者講習課程

六千九百E

経験者(更新)講習課程 三千円

受講申込みの際、 山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない

口その他

- 1 代理受講は、認めない
- 2 ること又は 講習修了証明書は、 により当日交付することができないときは、 講習当日に交付することとする。 ただし、 後日交付すること 受講者が多数であ

◎岡山県公安委員会告示第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第九条の十四第一 項の規定に

り、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

開催の日時及び場所

<u></u>	
午前十時	日
岡山県警察本部二階入4	場
札 四 一 六	所

一受講手続

- 1 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2)氏名及び撮影年月日を記入したもの) 出前六箇月以内に撮影した無帽、 写真 一枚 (縦の長さ三センチメ 正面、 上三分身、 横の長さ二・ 無背景の 四センチメ もので、 その 裏面に
- 2 提出先

住所地を管轄する警察署

提出期限

令和三年五月十四日(金)まで

二 受講手数料

九千八百円

注 受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めな

2 であること又は 講習修了証明書は、 理由により当日交付することができないときは、 講習会の当日に交付することとする。 ただし、 後日交付する 受講者が多数

こととする。

◎岡山県公安委員会告示第三十号

次 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第 とおり猟銃 の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 項の規定により、

令和三年三月五日

使用銃

岡山県公安委員

1 トラップ村撃(トー 講習の日時及び場所で 講習の日時及び場所

う <u>。</u> トラ (トラップから射撃線までの距離が十五 メ ルであるものをい

午後一 午後一 令和三年四月十三日 令和三年四月十二日 午前十時 令和三年四月十二日 令和三年四月 令和三年四月 令和三年四月 \exists 七 五. 五 日 (水) (月) (月) (月) (月) 時 倉敷市福 湯原 湯原 畄 真庭市仲間 倉敷国際射 倉敷市福 真庭市仲間 **倉敷国際射** 山市北区 山市北区 国際射 国際射撃場 田 田 撃場 町 町 御津下田六二九 御津下田六二九 八 浦 八 浦 田 田 六 七 六 七 <u>四</u> 四〇 所

	i i
午前十時 令和三年四月十九日 (月)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○-一
午前九時 令和三年四月十九日 (月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午後一時令和三年四月二十一日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 令和三年四月二十六日 (月)	倉敷国際射撃場
午前九時令和三年四月二十六日(月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前十時 令和三年五月三日 (月)	倉敷国際射撃場
午前十時令和三年五月十日(月)	
午前九時令和三年五月十日(月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午後一時令和三年五月十一日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 令和三年五月十七日 (月)	倉敷国際射撃場

午前九時 令和三年五月十七日 (月)	湯原国際射擊場真庭市仲間一八一六
午後一時 (金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 令和三年五月二十四日 (月)	倉敷国際射撃場
午前九時 令和三年五月二十四日 (月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午後一時 令和三年五月二十五日 (火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 令和三年五月三十一日 (月)	倉敷国際射撃場
午前九時 令和三年五月三十一日 (月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午後一時 令和三年六月四日 (金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (月)	倉敷国際射撃場
午前九時 令和三年六月七日 (月)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六

2 いう。 スキー 午前十時 令和三年六月二十八日 令和三年六月二十 令和三年六月二十 令和三年六月二十 令和三年六月十四 令和三年六月十四 令和三年六月二十九日 令和三年六月十六 \exists クレ 日 日 日 (水) がセンタ (月) (月) 火 (月) (月) (月) 時 ポ ル 倉敷市福田町浦田七四〇-湯原国際射撃場 真庭市仲間 倉敷国際射撃場 倉敷市福 湯原国際射撃場 真庭市仲間 倉敷国際射撃場 倉敷市福 湯原国際射撃場 真庭市仲間 **倉敷国際射撃場** 山 山市北区 上方を通過するように発射されるもの 市北区 場 田 田 町 御津下田六二九 御津下田六二九 八 浦 八 浦 八 田 田 六 六 六 四〇 所

• —	1 ; / 山市北区御
午後一時	岡山県クレー射撃場
午前十時 令和三年四月九日 (金)	倉敷国際射撃場
午後一時	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場
午後一時 令和三年四月二十一日 (水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場
午前十時 (金)	
午前十時 (金)	
午後一時令和三年五月十一日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時令和三年五月十四日(金)	倉敷国際射撃場
_	

午後一時 (金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時年五月二十五日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 午前十時	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時年光月四日(金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午前十時 (金)	
午後一時令和三年六月十六日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時 (金)	倉敷国際射撃場
午前十時 年前十日 (金)	

令和三年六月二十九日 (火)

岡山市北区御津下田六二九

山県クレ

受講手続

提出書類

所定の様式による受講申込書

2

3 提出期限

住所地を管轄する警察署

成元年岡山県条例第二号)第一条第一 項に規定する県の休日である場合は、

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平

の直後における県の休日でない日)

兀 受講手数料

万二千七百円

受講申込みの際、 岡山県収入証紙によ り納付すること。

なお、 受講手数料は、 納付後は還付しない

各講習の受講定員は、

おむね五人とする。

五.

2

代理受講は、 認めない

受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす

3

◎岡山県公安委員会告示第三十一号

のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 項の規定により、

令和三年三月五日

尚

公

安

委

員

ライフル銃

講習の日時及び場所

日時	場	所
午前十時令和三年四月六日(火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一	<u> </u>
午前九時(火)	湯原国際射撃場	
午前十時 (火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九	<u> </u>
午前十時(火)		
午前十時 (火)		
午前九時令和三年四月二十七日(火)	湯原国際射撃場	
令和三年五月十一日 (火)	岡山市北区御津伊田二二九一	_

午前十時	御津ライフル射撃場
午前九時 令和三年五月十一日 (火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前十時 令和三年五月十八日 (火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一
令和三年五月二十五日 (火)	
午前九時 令和三年五月二十五日 (火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前十時 令和三年六月一日 (火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一
午前九時 令和三年六月一日 (火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六
午前十時 令和三年六月八日 (火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一
午前十時 令和三年六月十五日 (火)	
午前十時 令和三年六月二十二日 (火)	
令和三年六月二十九日(火)	

午前十時 午前九時 令和三年六月二十九日 火 湯原国際射撃場 真庭市仲間 八 六

所定の様式による受講申込書

提出先

2

住所地を管轄する警察署

3

提出期限

日の直後における県の休日でない日 成元年岡山県条例第二号) 受講しようとする講習の実施日 第一条第一 の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平 項に規定する県の休日である場合は、

兀 受講手数料

万二千七百円

受講申込みの際、 岡山 原収入証紙により納付すること。

なお、 受講手数料は、 納付後は還付しない

五. その他

各講習の受講定員は、

おお

むね五人とする。

2 代理受講は、 認めない

講習修了証明書は、 受講申込書を提出した警察署におい て後日交付することとす

3